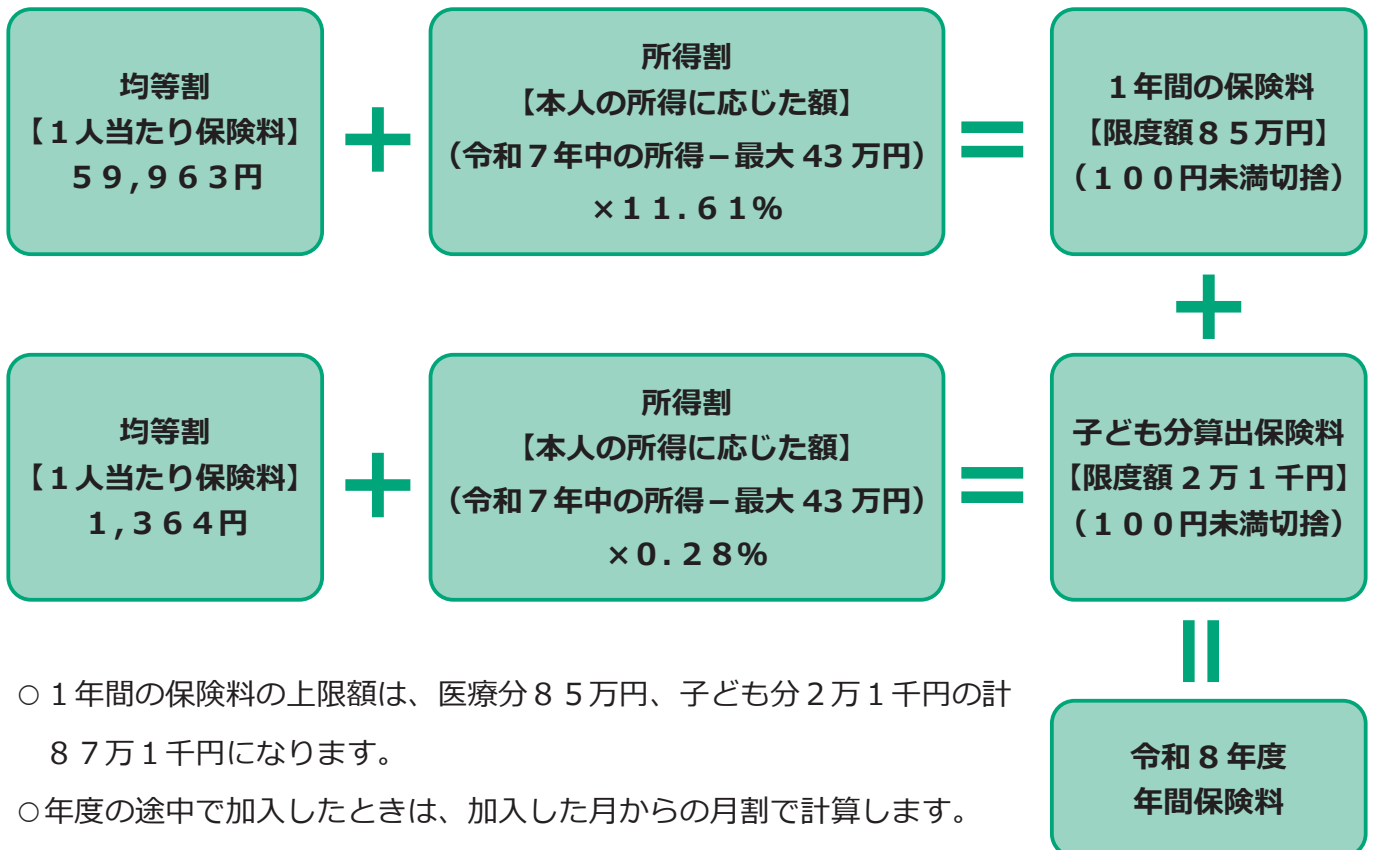


後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和 8 年度の保険料について～

■ 令和 8 年度の保険料の計算方法等につきましてお知らせします。

《保険料の計算方法》



○ 1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。

○ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

《保険料の均等割の軽減（年額）》

世帯の所得により計算し、7割軽減、5割軽減、2割軽減となります。

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されました～

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にとってメリットとなります。

令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されています。

保険料の詳しい計算方法については、令和8年7月中に個別郵送する納入通知書をご覧ください。

◆お問合せ先 保健福祉課保健グループ ☎35-2120